

# 平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	35	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black;">固定資産税</span> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	緊急物資等の輸送確保に向けた港湾における民有護岸等の耐震改修促進のための特例措置の拡充及び延長	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 民間事業者が港湾法第55条の8に基づく無利子貸付を受けて耐震改修を行った護岸、岸壁及び物揚場について、取得後5年間、課税標準を価格の2/3とする。</li> <li>・ 特例措置の内容 現行措置を3年間延長する。加えて、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾内の施設については、取得後5年間、課税標準を価格の1/3とする。</li> </ul>	
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地方税法附則第15条第40項 地方税法施行令附則第11条第38項</p> </div>	
減収見込額	<p>[初年度] — ( — ) [平年度] ▲28 ( ▲28 ) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 大規模地震等により損壊し、土砂を流出させ船舶交通に著しい支障を及ぼすおそれのある護岸等につき、耐震性を確保することで、非常災害時においても耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路の機能を維持し、緊急物資輸送や燃油供給を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 コンビナートが多数立地する臨海部においては、航路沿いの護岸等の多く（例：東京湾では護岸及び岸壁の総延長の約5割）を民間事業者が所有・管理しているが、老朽化により更新が必要な施設が急増している。東日本大震災では、こうした民間事業者が所有する護岸等が損壊し、航路内に土砂が流出したこと等により、発災後1週間にわたり緊急物資輸送船が入港不可能な状態となった。</p> <p>南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震の発生が迫る中、非常災害時の港内における航路機能を確保するため、民有護岸等（全国で5200施設（総延長990km））の耐震改修は、全国的にも早急を実施する必要があるが、民間事業者にとっては、多額の資金が必要となる。一方で、民有護岸等の耐震改修を進め、非常災害時の港内の船舶交通を確保することは、港湾の後背地にある被災地域への緊急物資輸送や燃油供給等を確保することから公益性があり、政府による支援が必要である。このため、これまで無利子貸付制度（平成26年度～）や法人税等の特例措置（平成26年度～）を講じてきたところであるが、民間事業者の厳しい経営環境の中、収益に直接結びつかない護岸等の耐震性調査や耐震改修には踏み切れない状況にある。</p> <p>今般、従来の耐震性調査及び耐震改修工法と比較して簡易・簡便な耐震性調査手法（従来の約14%の費用）及び対策工法（従来の約50%以下の費用）が実証され、これを確立する目処が立ったことから、民間事業者による耐震性調査や耐震改修の意欲を喚起できるようになる。</p> <p>その意欲を維持拡大するため、引き続き税制特例措置を講じるとともに、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの施設については、国や港湾管理者による対策と連携し本特例措置を拡充することで、耐震性確保を一層加速させる。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○「国土強靱化基本計画」(平成26年6月3日閣議決定)において、「コンビナートに係る・・・護岸等の強化等の地震・津波対策・・・を着実に推進する必要がある」と位置付けられている。</p> <p>○「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(平成26年3月28日中央防災会議決定)において、「港湾管理者等は、・・・岸壁、臨港交通施設等の耐震改修等を促進する」と位置付けられている。</p> <p>○「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)において、「国及び港湾管理者は、緊急物資等の海上輸送基盤としての役割を担う岸壁や航路沿いの護岸等の耐震化を図る」と位置付けられている。</p> <p>○「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」(平成18年3月31日中央防災会議決定)において、「国、地方公共団体、関係事業者は、・・・港湾・漁港の耐震性の強化を進める」と位置付けられている。</p> <p>政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保</p> <p>施策目標 19 海上物流機能の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>
	政策の達成目標	耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路沿いの民有護岸等の耐震性を確保する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間(平成30年度～平成32年度)
	同上の期間中の達成目標	南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、非常災害発生時に船舶交通を緊急に確保する必要がある航路に接続する港湾における耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの民有護岸等のうち、本年度中を目標に確立する簡易な耐震性調査手法等を用い、特に耐震性が必要となるものについて、耐震性の確保を進める。
政策目標の達成状況	民間事業者が、耐震改修及びその前提となる耐震性調査を実施するに当たっては、事業活動に影響を及ぼし、かつ、多額の資金が必要となる一方で、護岸等は収益に直接結びつかない施設であるため、厳しい経営環境の中、耐震性調査及び耐震改修は進んでいない。	
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用件数) 平成30年度：0件 平成31年度：2件 平成32年度：7件
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は、無利子貸付制度を受けて耐震改修される護岸等の維持コストを低減することで、護岸等を所有する民間事業者に対し耐震改修のインセンティブを与えるものであり、民間事業者による護岸等の耐震改修が促進される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	港湾の民有護岸等に係る法人税の特別償却制度(租税特別措置法第43条の2第2項、第68条の17第2項)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	護岸・岸壁・物揚場の改良に係る無利子貸付制度(平成30年度要求額：269,673百万円の内数)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	民間事業者に対する上記無利子貸付制度は、民間事業者に対して改修の資金を供給することで、事業の成立性を高めるものである。 一方、本特例措置は施設の保有に係るコストを低減させ、耐震改修を促進するものである。両制度が一体となって民間事業者による耐震改修を促進するものである。

	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>護岸等は収益施設ではないものの、耐震改修には多額の費用を必要とする。一方で、耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの民有護岸等を耐震改修することは、非常災害時の被災地域への緊急物資輸送等を確保することにつながる。このため、受益する港湾の後背地にある地域において、一律に支援措置を実施することは妥当である。また、耐震改修に要する費用は多額であるため、施設の保有コストを低減することで、耐震改修を行う民間事業者の負担軽減を可能とする本特例措置は効果的である。</p> <p>一方で、対象施設は、無利子貸付を受けて耐震改修を行う護岸・岸壁・物揚場に対象施設を限定しており、必要最小限の措置である。</p> <p>これまで民有護岸等の耐震改修は進んできていないが、従来の耐震性調査及び耐震改修工法と比較して簡易・簡便な耐震性調査手法及び対策工法を確立する目処が立ったことから、民間事業者による耐震性調査や耐震改修の意欲を喚起できるようになる。その意欲を維持拡大するために、引き続き本特例措置を講じるとともに、発生した場合に広域かつ甚大な被害が想定される南海トラフ地震及び首都直下地震発生時の緊急物資輸送に果たす役割が極めて高い港湾においては本特例措置を拡充することにより、耐震改修を一層加速させる必要がある。</p>
	<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	<p>平成 27 年度：適用実績なし 平成 28 年度：適用実績なし 平成 29 年度：適用実績なし</p>
	<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	<p>①課税標準（固定資産の価格） ②適用実績：平成 27 年度 0 千円</p>
	<p>税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）</p>	<p>護岸等の耐震改修には多額の費用がかかる一方で、民間事業者にとっては収益施設でないことから、インセンティブがなければ、耐震改修が促進されず、災害時の船舶航行へ影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>本特例措置による保有コストの低減がインセンティブとなり、民間事業者による耐震改修が促進される。</p>
	<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路沿いの民有護岸等の耐震改修を促進する。</p>
	<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由</p>	<p>民間事業者が、耐震改修及びその前提となる耐震性調査を実施するに当たっては、事業活動に影響を及ぼし、かつ、多額の資金が必要となる一方で、護岸等は収益に直接結びつかない施設であるため、厳しい経営環境の中、耐震改修は進んでいない。</p>
	<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 27 年度 創設</p>